

温泉給湯加入申込み要領

加入は許可制ですので、次の事項を確認のうえ許可証を発行します。

1. 工事着手時に引き込む場所が、はっきりしていること。(土地、家屋を有すること)
 - ①借地、借家のときは、所有者の同意書を添付してください。
 - ②公道に接しないときは、私有地の工事同意書を添付のうえ、工事に支障のないよう責任を持ってください。
2. 給湯を受けられる目安は温度管理上、本管より概ね100m以内とします。(本管に準ずる枝管を設置した場合は町で判断します。)
3. 温泉は自家用とし浴用のみの利用となります。また、他の施設に分湯することはできません。
4. メーター設置場所は、管理しやすい位置にさせていただきます。
5. 吐出量は、蛇口を開けても規定量以上は出ません。また、加入区分は下記に掲げる表のみです。
6. 温泉使用料金の支払いは、口座振替でお願いします。料金を滞納すると給湯を停止させていただきます。
7. 加入金は、一切返還しません。
8. 使用料金は、月額基本料と基本使用量超過の場合、超過使用量1m³あたり420円(税抜)の合算額をいただきます。
9. 定量制(1口5ℓ/分)は、超過料金がありません。口数で申し込んでください。
10. 町外の方は、管理のため町内に居住する代理人を定めていただき、代理人により定期的に給湯状況の確認を行なっていただきます。
11. 温泉は、給湯管内が詰まりやすいため休止がありません。利用継続か廃止となります。廃止時は、道路法等の法令に従って道路内の給湯管を撤去していただきます。
12. 営業利用の方は、温泉利用届及び掲示届を保健所へ提出する必要があります。
13. 給湯期間は、平成43年3月31日までとさせていただきます。(その後は、社会事情により変動します。)
14. 温泉の温度は季節や条件によって変化します。また、メンテナンス・修繕等での断湯が発生します。その場合の補償等はいたしません。

記

温泉加入金(工事負担金)及び温泉使用料

区 分	契 約 量	加 入 金	温泉使用料(月額)		
			使用量	使用料	超過料金
従量制のもの	5.0ℓ/分	300,000円	15m ³	9,900円	1m ³ につき 420円
同 上	7.5ℓ/分	360,000円	20m ³	11,000円	
同 上	10.0ℓ/分	450,000円	50m ³	24,700円	
同 上	20.0ℓ/分	600,000円	100m ³	44,000円	
定量制のもの	5.0ℓ/分	600,000円	216m ³	71,500円	なし

備考 金額は、すべて消費税抜きです。お支払いはいずれも消費税率を乗じた金額となります。